

部學法學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷八第

行發日一月六年八正大

論說

資本税の課徴方法……………

法學博士

神戸 正雄

公羊家の理想とする大同の社會……………

法學士

小島 祐馬

割地の發生并に發達についての考察……………

法學博士

牧野信之助

企業の經濟的及び道德的性質……………

法學博士

田島 錦治

經濟循環期論(四卷)……………

法學博士

財部 靜治

植民地領有の目的(三卷)……………

法學博士

山本美越乃

米國のI, W, W運動の研究(三)……………

文學士

米田庄太郎

紙幣の減價に就いて(三卷)……………

文學士

高田 保馬

時事問題

收入豫算の見積を論ず(二)……………

法學博士

小川郷太郎

少年勞働及徹夜業の禁止……………

法學博士

戸田 海市

雜錄

英國の勞働不安……………

法學博士

河田 嗣郎

ビユツヘルの經濟階段說に就いて……………

法學士

本庄榮治郎

雜 錄

英國の勞働不安

(三角同盟の要求其他)

河 田 嗣 郎

一 戰時異常の狀態の爲めに、あらゆる問題の延期せられ、時局の必要に應ず可く一種の變態を造り出して、兎も角も四年有餘の久しきに涉り、多くの波瀾を見ることなくして過ぎ來りたる、英國の勞働界は、休戰條約の成立すると共に、早くも諸方面に問題を惹起すに至つた。元來英國の勞働界は、職工組合の發達に依り、勞働保護の施設は可也整備せるものであつたが、戰時中は緊急の必要上已むを得ずして其の既成狀態の多少ともに破壊せられ、平和の克復を待つて戰前狀態の恢復せらる可きことゝなつて居た。されば戰時中の勞働平和はあらゆる問題の

第八卷 (第六號 一一六) 八三四

一時中止せられ、勞働者は護國の至誠よりして産業界の平和を紊すことなからむと期したるが爲めに現はれたる現象であつた。従て平和の克復と共に抑へられたる要求の俄かに顯はれ來り、産業界に風雲を捲くに至る可きことは、豫て待設けられたる所である。

二 休戰條約の成立後第一に發なれたる勞働者の矢文は、彼の炭坑勞働者と鐵道從業者と運送業勞働者との三角同盟^{トリンツ、ピ、インズ}の提起せる要求であつた。事は本年二月一日より實行せらるゝに至りたる鐵道從業者の八時間勞働制の實施に伴ふ解釋より破れ始め、終に倫敦地下鐵道從業者の罷工となり、次で炭坑勞働者の大要求として表はれ、問題は一時全英國を震撼せしむるに至つたのである。¹⁾

三 倫敦地下鐵道從業者の罷工は、八時間勞働制に關し八時間といふ勞働時間中に食事の時間を加算するや、之を算入せざるやの問題の爲めに起り、二月三日には倫敦地下鐵道は殆んど全く運轉を休止するに至りて、倫敦市民を驚愕せ

1) The Times, weekly edition, Feb. 7. 1919.

しめ、罷工は實に雇主對勞動者間の問題たるに止らず、直ちに全社會に對する挑戰たる實効を示し來つたのである。此の罷工は幸に二月八日に至りて熄み十日に至りては運轉は殆んど平常状態を恢復することゝなつた。

併し乍ら其の罷工の終熄はたゞ一時的効果を有するに過ぎずして、問題の解決は今少しく立入りたる勞動者の要求の容れらるゝや否やに繋がるものである。其の要求は即ち彼の三角同盟の要求なるもの之である。

四 先づ鐵道從業者の要求如何と見るに、之は鐵道從業者國內同盟會 National Union of Railwaymen (N. U. R.) と運轉手及火夫組合 Locomotive Engineers and Firemen と鐵道書記組合 Railway Clerk's Association とに依りて、多少趣を異にして居る。鐵道從業者國內同盟會(會員四十萬人)の要求は

- (一) 戰時賃金として與へられたる勞賃の臨時増額を永久的賃金と爲すこと、

- (二) 一日八時間、一週四十八時間を以て勞働時間と爲すこと、

- (三) 三時間外勞働及び日曜日勞働に對しては倍額賃金、夜間勞働に對しては五割増賃金を爲すこと、

- (四) 就業の交替毎の休息は十二時間を下らざること、

- (五) 一年内に賃金を支拂はるゝ十四日間の休日とを與へらるゝこと、

- (六) 就業状態は全英國を通じて一定すること、

- (七) 各鐵道の管理に關しては組合に對し國家的並びに地方的に同等の代表を認むること、

といふに存する。次に運轉手及火夫組合(會員四萬人)の要求は

- (一) 賃金の標準額は機關手及電動機手モーターマンに對しては一日十四志、火夫及電氣鐵道運轉手に對しては十志、掃除夫及電氣鐵道の門扉掛に對しては七志、

- (二) 一九一七年六月以降生活費一割の騰貴を見る毎に賃金を一割増加すること、減價の場

合は之に準じ減額すること、生活費が一九一七年六月の標準以下に降る場合には賃金の減額を行はざること、

(三) 倫敦其他生活費高き地方の従業者に對しては一週五志の家賃手當を支給すること、

(四) 一日勞働八時間、

(五) 時間外及夜間勞働に對しては二割五分増、日曜日勞働に對しては倍額賃金を支拂ふこと、

(六) 駐在驛に於ける交替休は少くとも十二時間、駐在驛以外にては九時間と爲すこと、

(七) 駐在地以外に於ける宿泊に對しては一日二志又は三志の宿泊料を支給すること、

(八) 從職十二ヶ月以上の者に對しては一年内に賃金を支拂ふ休日十四日間を與ふること、

といふのである。最後に鐵道書記組合(會員七萬人)の要求は

(一) 晝間従業者に對しては一週三十八時間、夜間従業者に對しては一週三十四時間勞働と爲すこと、

(二) 二十六歳の者に對して年額七十磅の最低給金を定め、之を最下として漸次上はりて二十八歳の者には二百三十磅の最低給金を與ふるが如き給金率を制定し、倫敦に在る者に對しては各率を通じ二十磅の増給を與ふること、

(三) 驛長、貨物主任其他普通以外の責任を負ふ地位に在る者に對しては最低年額二百五十磅より一千磅に至る他の給金率を制定すること、

といふのである。元來鐵道従業者の賃金、勞働時間其他の就職條件に關しては、普通ならば四年以前に其の改訂の行はる可かりしに、戰爭の爲め其改訂は中止せられ、*no work no pay* 及び運轉手組合と鐵道當局とは一九一一年の仲裁條項の繼續と、戰時中總て既存條件の維持とを協約したのである。然るに今や時局の終決と共に此の臨時協約は其の效力を失ふこととなりたれば、鐵道従業者は、此期に於て年來の主張にかゝる要求を貫徹せんとするのである。

五、右鐵道從業者の要求の傍炭坑從業者は又國家に對して重大なる要求を齎し、本年一月三十一日を以て政府に左の提案を爲した。

(一) 炭坑夫にして陸軍に召集せられ、其の解隊に依りて炭坑に歸り然かも就職口を見出し得ざる者、及び前兵士に職を讓る爲めに炭坑より解雇せられたる者に對して國庫より全賃金を支給すること、

(二) 八時間労働法を六時間労働法に改訂すること、

(三) 戦時賃金の外に現賃金の三割増を行ひ戦時賃金は之を永續すること、

(四) 總ての鑛山及び鑛物の國有を行ふこと、
右の要求を爲せる鑛山從業者の組合は合計六十萬人の組合員を有し、就中過激主義を奉ずる者も少からず。此の要求は國家に取りては實に霹靂一聲たるに耻ぢなかつた。

六 最後に三角同盟の第三黨たる運送業労働者組合の要求する所は

(一) 請負賃金の二割増を行ふこと、

雜錄 英國の労働不安

(二) 現所得能力を失はしむるなくして一週四十四時間労働と爲すこと、

此の運送業労働者の組合 (Transport Workers Federation) は二十五萬人の組合員を有し、其の要求する所は、鐵道從業者組合及び鑛業從業者組合との共同運動に依りて、之を貫徹せんと希望せられつゝある次第である。

七 右等の如く労働不安の状況甚だ急切なるものあるに至りしが爲めに、政府は終に労働省主催として二月二十七日を期し、全國諸方面の産業に於ける雇主及び労働者の代表者を會して、一大協議會を開くこととし (National Industrial Conference) 廣く一般的に産業界の諸問題を討議講究すること、爲した。而して他方に於ては鑛山從業労働者の要求に對して、左の如き提案を爲したのである。

(一) 生活費の騰貴に應ずる爲め直ちに一旦一志の賃金増加を行ふこと、

(二) 賃金増額、労働時間縮少、鑛山國有に關する一般的要求の可能なりや否やに關して

2) The Times, weekly edition, Feb. 14. 1919.

3) do., Feb. 21. 1919.

は、調査を行ふこと、

(三) 解散されたる炭坑労働者及び解雇されたる炭坑労働者に對しては差別的待遇を爲さざることを、

然るに礦業労働者聯合會は之を以て満足せず、組合員に對し一般投票を爲さしめて、全國に涉る同盟罷工を行ふの可否を問ふことゝなつた。投票の結果は罷工を行ふ可しとする者六一一、九九八人、行ふ可らずとする者一〇四、九九七人にして、つまり五〇七、〇〇一人の多數を以て罷工は可決せらるゝことゝなつた。⁴⁾

形勢斯の如く急迫するに至りしが爲めに、議會に於ても問題は熱烈なる討議の標的となり、下院に於ける礦山労働者の代表者たる二十五名の議員は大いに奮闘する所あり、實に危機一髪といふ所まで押詰むるに至つたのである。然るに漸くにしてジャスチース、サンキイ Justice Sankey 氏を委員長とする特別調査委員會の組織せらるゝことゝなり、氏は三月二十日を期して調査報告を齎す可しと公約する所ありしが爲

めに、緊張せる空氣は一時に安堵の思を爲し、労働者組合側に於ても、罷工は之を三月十五日より二十二日に延期することゝした。

特別調査委員會はアーサー、バルフォア氏等の外サー、レオ、チオザ、マネー氏やシドニー、ウエップ氏等をも加へ、委員長共に十三名任命せらるゝことゝなり、早速に石炭業全般に關する詳細綿密なる調査研究に取掛つた。⁵⁾

八 特別調査委員會の報告は約束に違はず三月二十日に行はれ、ボナー、ロー氏之を議會に報告し、其日は實に英國下院に於ける近來の緊張せる光景を呈したることである。而して政府は委員會の調査を基礎として礦業労働者に對し左の提案を爲すことゝなつた。

- (一) 一日二志の賃金増加を行ふこと、
- (二) 一日七時間労働制を布くこと、一九二二年よりは一日六時間労働制と爲すこと、
- (三) 石炭歳入中より年額一百万磅を割きて礦業労働者の住居改善の費に充つること、
- (四) 礦業の進歩的改造を行ふこと、

4) The Times, weekly edition, Feb. 28.

5) do., March 7. 1919.

(五) 礦業の管理に關し労働者の有效なる發言を認むること。⁶⁾

右の提案に依り礦山の國有は實行さるゝに至らなかつたが、委員會は礦山業の現状の非なるは十分之を認め、之に關して今少しく管理に對する労働者の發言權を認む可しとせられたることは、最も注意す可き所に屬する次第である。

此の政府の提案に對し、礦業労働者組合の書記長は、三月二十六日附を以て再び組合員に對して、此の提案を容る可きや否やを一般投票に問ふこととした。其の結果終に問題の解決を見るに至りしことは、我國の新聞紙上に於ても既に報道せられたる通りであつて、さしもの重大事件も先づ一段落を告ぐるに至つた。然し之れ亦やはり一段落たるに過ぎざるを忘れてはならぬのである。

九 右の大事件の進行しつゝある間に、前掲の全國産業代表者大協議會 (National Industrial Joint Conference) は二月二十七日倫敦に於て間催せられ、左の諸項が希望條項として決議せら

るゝに至つた。

(一) あらゆる労働者に對し一週四十八時間労働を以て最長正常限度とする法律を制定す可きこと、

(二) 各職業に適用ある賃金の最低時間拂額を法律に依りて定む可きこと、

(三) 五月二十一日以後六ヶ月間一九一八年の賃金法を繼續せしむ可きこと、(即ち同時期迄戰時賃金を繼續せしむる也)

(四) 労働就職を安固にし産業の發展を促進する爲め、又失職業に對する十分なる給養を行ふ爲めに諸般の施設を爲す可きこと、

(五) 政府に對し産業上の問題に關して助言を爲すの目的を以て、組織ある雇主及び労働者の團體より同數の代表者を出し、四百人を以て成れる國家的産業會議を組織し、會議の目的を實行するが爲めには五十人の常置委員を設くること、而して政府又は會議よりそれに附託せられたる諸問題を時々討議致究せしむること、

6) do, March 28, 1919.

此の協議會は、労働者組合側に於て三角同盟組合、機關士合同組合 The Amalgamated Society of Engineers などの代表者の之に加はらざりしが爲めに、職工組合側の利益代表十分ならざりし憾はあるけれども、全國産業の各方面に涉りて雇主と労働者との未曾有の大代表會議たりし次第なれば、其の決議事項が十分權威あるものたるは之を否むことが出來ぬ。而して其の決議事項は何れも穩健なるものなれば、國家としては其の希望に聞き、漸次之に沿ふて立法其他の旅設を爲さざる譯には行かぬであらう。

何れにしても英國労働問題の多事なるや、今後其の諸方面に於ける發現の有様と決着の如何とは、他山の石として、我等に取りても最も重要な研究問題たる次第である。本誌上に於ても、折に觸れて其の一斑を紹介するであらう。